

第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和2年9月17日（木）13時30分～14時30分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 岩井委員、植木委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中（穂）委員、森本委員

使用者代表委員 平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、樽見監督課長、久保田賃金室長

西村賃金室長補佐、堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 部会長・部会長代理の選挙

(2) 会議及び議事録並びに会議資料の公開と議事録の署名について

(3) 改正決定の必要性に関する審議

(4) その他

ア 今後の予定について

5 資料目次

(1) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会委員名簿

(2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程

(3) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

(4) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定申出書（写）

- (5) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）
- (6) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金適用事業場数・労働者数
- (7) 年度別最低賃金改正一覧表
- (8) 鳥取県の最低賃金（鳥取労働局作成リーフレット）
- (9) 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況
- (10) 消費者物価指数（全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移（鳥取市・全国））
- (11) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県）
- (12) 鳥取県内の雇用情勢（令和2年7月）
- (13) 最近の雇用失業情勢（令和2年7月）
- (14) 鳥取県内の経済動向（鳥取県）（令和2年9月）
- (15) 鳥取県内の経済情勢（財務省中国財務局鳥取財務事務所）（令和2年8月）
- (16) 鳥取県の経済動向（R2.4～R2.9）、鳥取県内の経済情勢（R2.4、R2.7）
- (17) 鳥取県企業経営者見通し調査（鳥取県）（令和2年第3回）

6 議事内容

○西村賃金室長補佐 定刻になりましたので、ただいまから鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、この専門部会設置の経緯を説明させていただきます。

資料の9ページを御覧ください。

令和2年7月14日、鳥取労働局長あてに電機連合鳥取地域協議会議長様から鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出がございました。

鳥取労働局では、これを受理し、資料13ページに写しがございますように、本年7月28日に開催された第521回鳥取地方最低賃金審議会において、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会議長あて、当該最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問を行ったところです。

鳥取地方最低賃金審議会として、この諮問を受けたことから、改正決定の必要性の有無について審議するため、専門部会を設置したものです。

委員の皆様におかれましては、委員の推薦手続き等を経て令和2年8月24日付けの委嘱の手続きにより、本日お手元に辞令をお配りしていますので、御了解いただきたいと思います。

続きまして、本専門部会の成立について報告いたします。

現在のところ、使用者代表委員の田中（利）委員が出席されていませんが、欠席の御連絡をいただいておりますので、じきにお見えになるものと思います。

委員9名のうち8名が出席されており、成立要件であります全委員の3分の2以上の出席がありますので本専門部会が成立していることを御報告いたします。

また、本専門部会は、鳥取地方最低賃金審議会専門部会運営規程第6条の規定で、会議は原則として公開となっており、9月7日から9月14日までの間、公示により募集しましたところ、傍聴希望者はありませんでした。

本日は、最初の専門部会ですので、部会長、部会長代理の選出までの間、事務局で進行させていただきます。

まず、部会長と部会長代理の選挙について説明させていただきます。

最低賃金決定要覧の146ページを御覧ください。

最低賃金法第24条に会長並びに会長代理に関する規定があり、同条第2項において会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する、となっています。

また、第25条第4項の規定で、第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する、とありますので、第24条第2項を準用しまして、部会長を公益委員の中から専門部会委員の選挙により選出することとなります。

部会長代理につきましても、部会長と同様に選挙によって決めていただくこととなります。

この選挙の方法につきましては、従来の慣例では、委員の皆様から御推薦をいただき、委員の皆様の同意をもって、部会長、部会長代理を決めることとしていますが、本年度も、それでよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御賛同いただきましたので、それでは、どなたか御推薦の御発言をお願いできますか。

○田中（穂）委員 それでは、田中の方から発言をさせていただきます。

部会長には西村委員を、部会長代理には植木委員を御推薦したいと思いますので、皆さ

んの御賛同を賜りますよう、御提案をさせていただきます。以上です。

○西村賃金室長補佐 ただいま労働者側の田中委員から、部会長に西村委員、部会長代理に植木委員を推薦するとの御発言がありました。皆様、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御賛同をいただきましたので、部会長に西村委員、部会長代理に植木委員が選出されました。

それでは、西村部会長に就任の御挨拶をいただきまして、その後の当専門部会の運営を西村部会長にお願いいたします。

○西村部会長 皆さん、こんにちは。部会長になりました西村です。

本年度もよろしくお願いいたします。

本専門部会は皆さんも御存じのとおり、労使のイニシアティブを発揮して審議を進めていくものでございますので、皆様の協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議事の2番目、会議及び議事録並びに会議資料の公開と議事録の署名について、事務局から説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 専門部会の公開の取扱いと、議事録署名について御審議いただきたいと思います。

まず、公開の取扱いについてですが、資料の5ページを御覧ください。

鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程で、第6条に、会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合などは非公開にできる、と規定しています。

第7条では、議事録及び会議資料の公開について、規定されています。

専門部会における、会議と議事録、会議資料に対する公開、非公開の取扱いにつきまして、基本的な方針の御検討をお願いいたします。

また、議事録への署名につきましては、従来から、議事録の正確性を確保するために、御出席された委員の皆様に、事務局から議事録案をお示しして、内容を御確認いただき、各委員の了承をいただいたうえで、議事録署名人に御署名いただくという方法で作成してまいりました。

特段の御意見がなければ、本年度も同様の取扱いを考えております。

議事録の署名に関しては、専門部会運営規程の第7条第1項で、会議の議事については、

議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長が指名した委員2人が署名するものとする、とされております。

例年、第1回目の専門部会で、部会長から議事録署名委員2名を指名していただき、全ての専門部会の議事録の署名を行っていただくことと、署名委員が専門部会を欠席された場合には、欠席された署名委員に代わる署名委員をその都度、指名していただくという方法で運用されてきています。

本年につきましても、昨年と同様の手続きでよいか御検討いただき、本年度の議事録の署名人となる委員をお決めいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○西村部会長 今事務局から説明がありましたように、従来から会議は公開、会議資料及び議事録は個人情報等の支障がある部分を除いて全て公開の取扱いとしています。

皆さんの異議がなければ全ての専門部会においてこのように取り扱いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、事務局は、会議は公開、会議資料は個人情報等の支障がある部分を除いて公開の取扱いで準備をしてください。

議事録の署名についても従来どおりの取扱いとしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、本年度の署名委員として、労働者代表委員の河村委員、使用者代表委員の宮城委員を指名させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○河村委員 承知しました。

○宮城委員 承知しました。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、署名委員を河村委員と宮城委員に務めていただきたいと思います。

それでは、次の議題に入ります。3番目、改正決定の必要性に関する審議です。

最初に事務局から説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 改正決定の必要性の有無の審議につきましては、中央最低賃金審議会での考え方等が示されていますので、簡単に説明させていただきます。

お手元の、最低賃金決定要覧の206ページを御覧ください。

これは、昭和57年1月14日に、中央最低賃金審議会が産業別最低賃金の運用方針について答申を行った内容ですが、207ページの下の了解事項の1としまして、最低賃

金法16条の4の規定による関係労使からの申出に基づく最低賃金、これが特定最低賃金の事ですが、決定、改正又は廃止の必要性について意見を求められた場合は、特定最低賃金の設定の趣旨に鑑み、審議会は全会一致の議決に至るよう努力するもの、とされています。

この全会一致の議決に至るという考え方につきましては、了解事項の2で、昭和60年度に再検討を行うとあり、208ページからの昭和61年の再検討の中に記載があります。

210ページの下から6行目に、昭和57年の了解事項の1を含めて現行どおり、とされており、その後も変更はなく、現在まで全会一致での運用がなされています。

最低賃金決定要覧の223ページを御覧ください。

これは平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告としてまとめられたものですが、224ページの5行目に、地方最低賃金審議会においては、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、一層円滑な審議と運用がなされることを期待する、とされています。

以上のことを考慮して、申出を受けた特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議をお願いいたします。

○西村部会長 説明があったとおり労使のイニシアティブの発揮による審議が期待されているということです。

それでは、事務局より資料の説明をしてください。

〔資料説明〕

○西村部会長 ただいまの説明について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

前回の審議会以降、最新の経済動向等の資料が出されていますので、また参考にしていただきまして、次回以降の審議、今回の審議にも参考に使っていただきたいと思います。

それでは、改正決定の必要性について、労使双方から必要性について意見を述べていただきたいと思います。

初めに各側の協議が必要でしょうか。

○河村委員 15分ぐらいお願いします。

○西村部会長 15分ですね。使用者側はいかがでしょう。

○宮城委員 では、15分で。

○西村部会長 それでは、15分ほど協議に入っていただきたいと思います。まず、場所

についての説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 労働者側委員におかれましては総務部長室で、私が御案内いたします。

使用者側委員につきましては基準部長室で、堀が御案内いたします。

○西村部会長 それでは、2時5分まで休会といたします。

〔各側協議〕

○西村部会長 それでは、再開いたします。

まず、申出をした労働者側から主張をお願いします。

○河村委員 それでは、河村より発言をさせていただきます。

まず、先ほど事務局から御説明いただいた、金額改定の申出の状況ですけれども、昨年よりも適用労働者は684人ほど減少しておりますが、7,672人に対して申出の総数が2,725ということで、35.5%の率ということになっております。

これは当然ですが、法律にのっとった申出をさせていただいているということで、このことをもって、我々としては、必要性ありということを求めて、申出をさせていただいております。

例年いろいろな電機産業の状況をお話させていただいており、その考え方に大きく変化があるわけではございませんが、トピックス的なところと申しますか、特徴的なところだけちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、労働者を取り巻く環境としては、これは地域別最低賃金にも関係するところではありましたが、消費税の増税や物価が上昇しているということも事実であり、その辺りの労働者に対しての影響ということも考えなければならない。

我々の立場としては、そういった労働者の立場を考えなければならないということが、まず大前提にあります。

ただ、そうはいいながら、地域別最低賃金のときにも議論になりましたが、新型コロナウイルスの影響で会社の方、使用者の方にも多大な影響が出ているというのも事実ですし、我々としてもそういった認識は持っております。

現に、私たちの加盟組織である企業においても大きな影響が出ている部分もあります。

幸い雇用にまでというところは大きくは出ておりませんが、実際、自動車関係の事業を中心に売上げが減少し、一時帰休等の経営施策が打たれているというのも事実です。

ただ、そういった中で使用者の方ともお話をする機会があるのですが、そういった中

でもどうにか今踏ん張りたいと、踏ん張って頑張っ、これから景気がまた回復したときには従業員には頑張ってもらいたいんだ、というような話をされておりました。

そういったところも十分考慮をしていかなければならないと思っています。

私としては、本日頂いた資料を十分に見させていただきながら、検討させていただいて、必要性ありという結論に至れば、次回以降の専門部会でより具体的な、より建設的な議論ができればなというふうに思っています。

電機産業の現状、また、重要視すべきこととして、これからの将来性というところまで考えていくべきだろうというふうに思っています。

地域別最低賃金に対する位置付けということも当然考えなければならぬと思っております。

結果はどうあれ、こういった議論をする場をまず設置をしていただきたいということが労働者側の意見でございます。以上です。

○西村部会長 次に、使用者側からお願いいたします。

○宮城委員 使用者の代表の宮城です。

今日頂いた資料の中で、県の資料がありまして、まず、45ページに鳥取県の経済動向があります。

景気の基調判断としては、大きな字で上に厳しい状況が続いているということで、まず、総まとめが出ており、46ページを見ますと、4か月連続で一致指数は単月で前月比マイナスとなっています。

やはり厳しい状況であることに変わりはないのかなと思っております。

この特定最低賃金の関係で電子部品・デバイスの製造関係については、52ページの下から4つ目ですが、電子部品・デバイスは前月比マイナスの22.6となっており、また、電気・情報通信機械はマイナスの40.5ということで、6月になって急激に悪化しているという状況が見てとれると思います。

それと、先ほどお話がありましたが、乗用車の販売台数について、この資料の49ページ下の方にあるのですが、乗用車については、県内では軽乗用車等の販売がずっと順調だったと思いますが、ここ何か月かはマイナスがずっと続いているのです。

10か月連続で、合計では、マイナスが続いているという状況で、大変深刻な状況になっています。

電子部品・デバイスは、車載の関係で当然関係してきます。

車の売上げが落ちると電子部品・デバイス関係も、やはり出荷が滞るということが考えられます。

そういった状況ですので、なかなか特定最低賃金の審議について慎重にならざるを得ないのですが、先ほど労働者側の委員が言われたように、全従業員の3分の1以上の申出がありますので、それは当然のことながら、重要視したいと思っております。

ただし、必要性の有無の話としては、3分の1以上の申出がありますので、必要性ありという形でお答えしますけれども、この申出書、9ページにありますが、7,672人のうち2,725人の申出書であり、残る4,900人ぐらいの方の賃金状況は分からないわけですね。

この労働協約で結ばれた分ですと、最低の部分は820円となっています。

残りといいましょうか、ここに記載されていない4,900人ぐらいの方々の給料は特定最低賃金の807円、これにへばりついている可能性も非常に大きいというふうに考えておりますので、必要性ありと回答はさせていただきますが、それは、必要性ありイコール上がるという回答ではございませんので、話合いの中でそれぞれの意見を述べさせていただければと思っております。

今年は鳥取県最低賃金が2円引上げになりましたけれども、もともとの目安は示されずに現状維持というのが使用者側の見解ですので、特定最低賃金についても基本的な考え方は同じです。

再度申します。必要性ありということと言及させていただきます。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。労使それぞれの双方からの主張がありましたので、必要性についての審議を行っていきたいと思います。

今代表の方から主張いただきましたが、それ以外にほかの委員から御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、労働者側、使用者側ともに必要性ありというふうに主張されましたので、全会一致ということで必要性ありの結論に達したと考えていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○河村委員 すみません。一応公益委員の現時点での何か見解などがもしあれば、教えていただけないでしょうか。

○西村部会長 公益委員からいかがでしょうか。

○植木委員 先ほど、労働者側委員、それから使用者側委員、それぞれ必要性ありという意見をいただきました。

公益委員の方としても協議は必要であるというふうに思っておりますので、金額について協議していただきたいと思います。

○西村部会長 いいですか。

3分の1以上の適用労働者からの申出があった事実はあります。

しかしながら、双方から意見がありましたように、まだちょっと具体的な資料が整っておりませんので、現状をもう一度確認をして、やはりここで労使と公益も含めて、鳥取県内の産業の状況なんかをしっかりと議論を深めていく場として、今後、審議をおいおい進めていったらいいかなと思っておりますので、ここは必要性ありということで進めたらいかかと思っております。

それでは、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について、全会一致で必要性ありとの結論に達しましたので、報告書を作成していきたいと思います。

事務局はどれぐらいで報告書を作成できますでしょうか。

○西村賃金室長補佐 10分程度いただければと思います。

○西村部会長 それでは、10分程度お時間いただきまして、報告書案を作成していきたいと思います。

〔休 会〕

○西村部会長 それでは、再開いたします。報告書案が配られているかと思います。

それでは、事務局から部会報告案を読み上げてください。

○久保田賃金室長 では、部会報告案を読み上げます。

令和2年9月17日、鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由殿。

鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会、部会長、西村教子。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和2年7月28日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必

要と認めるとの結論に達したので、報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以降は御確認をいただきたいと思います。

そして2ページ目、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議経過でございます。

開催年月日、令和2年7月14日、申出書の受理、書面審査。令和2年7月28日、第521回鳥取地方最低賃金審議会、必要性の有無について諮問させていただき、専門部会の設置をいたしました。

令和2年9月17日、本日、第1回専門部会を開催し、会議の次第と提出資料を記載しております。以上でございます。

○西村部会長 ただいま読み上げていただきました報告案について、異議ございませんでしょうか。

また、お名前等、間違いがないか確認をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。では、異議がないようですので、次回、第523回の審議会で会長あてに報告を行うこととします。

それでは、次の議題に入ります。

その他、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 専門部会報告をいただきましたので、本日9月17日午後3時から開催いたします第523回鳥取地方最低賃金審議会で、部会長から専門部会報告を審議会会長に行ってください。

その後、審議会会長から鳥取労働局長あてに答申を行っていただき、その答申を受けて鳥取労働局長から審議会会長あてに鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の諮問を行わせていただきます。

諮問が行われましたら、第2回以降の専門部会を開催していただき、金額審議を行っていただくこととなりますが、現在のところ、第2回専門部会は、10月12日月曜日10時30分から、第3回専門部会は、10月15日木曜日10時から、第4回専門部会は、10月22日木曜日10時からの開催を予定しています。

開催場所については、調整のうえ、後日連絡いたしますが、日程につきまして確認、調整をお願いします。以上です。

○西村部会長 第2回以降の日程について説明がありましたが、不都合などありますでしょうか。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

その他、事務局より何か説明ありますでしょうか。

○西村賃金室長補佐 いいえ、特にはございません。

○西村部会長 本日予定した議事は終了いたしました。

その他、各委員から発言などあればいただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、本日の専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。